

新卒業生に告ぐ

學長 神戸正雄



大正十六年六月十五日創刊
昭和十六年二月十五日發行

發行人 鈴屋 敏民

印刷所 上三丁目十五番地
大阪市北區堂島

中通二丁目十二番地
大阪市東淀川区淡路

谷口印刷所

八 學 內 報	國法への一私見
八 特許法の性格	角田好太郎 (四)
八 學 校 友	西田竹雄 (三)
八 學 會 員 消 息	(七)
八 學 校 友	(八)
八 學 會 員 消 息	(九)
八 學 校 友	(一)
八 學 會 員 消 息	(二)

には強い所もなければならぬが、柔かき所もなければならぬ。情誼、愛情、慈愛の美しき方面も豊かでありたい。家に在りては父母、兄弟、妻子に愛情を盡し、出でて朋友に、先生、先輩に對しては情誼の誠を致し、更に一般の人々に、未知の外國人にも親切を忘れず、加之、畜生にまでも慈悲の心を有ちたいものである。尙ほ特に兎角、同輩者の間にて競争者のことわざにいひ勝ちなものが、其の良いことを稱揚し、惡しき點は辯護してやるほどの寛裕な氣持を持つやうに心掛けて欲しい。

諸君は茲に専門的學科を一通り修了したけれども、之にて學習の最終と心得を得らるべきである。此にて漸く研究の方法と端緒とを習得したのみと心得、謙讓の態度にて今後も讀書の習慣を續けられたい。學問が不斷に進歩し、世の中が斷へず進展することをも忘れてはならない。

終りに健康に注意されたい。健康を害しては、如何なる才能も發揮するに由はならぬ。此にて漸く研究の方法と端緒とを習得したのみと心得、謙讓の態度にて今後も讀書の習慣を續けられたい。學問が不斷に進歩し、世の中が断へず進展することをも忘れてはならない。

尙ほ學部卒業生は學士といふ稱號を得られた譯だ。士たるを許された此光榮に恥ぢざるの自重が望ましい。

最後に私は是から諸君とお別れして諸君と所在を異にすることになるけれども私の心は常に諸君の往く所に共に俱にある。諸君を見守り且つ諸君の向上を是れを失はないやうにし、又、人と協調して往くやうに心掛けなければならぬ。人間

國法への一私見

一大政翼賛理念について

西田竹雄

(一)

我が國は歴史的事実が示せる通り壁國の當初から神皇が御統御遊ばされたものである。此處に天皇と君主との根本的差違を見出すものである。歐米の君主は闘争に依つて君主權を獲得し、云はゞ弱肉強食に依り、其の強き者が權力者として、弱き者の權利を剝奪したに過ぎない。神皇は當初より他の諸々の高級民族から尊敬せられ、其の徳を賞へられて、神皇の進ませられる總て他民族の歸順があり、何等の鬭争とも申すべき行爲を繰返すことなく、殆んど神徳を以て日本の皇統と國家の大憲を明瞭に御創定遊ばされたのである。

同時に御神勅が即國家の大聖典であり、國法の根源をなすものである。

斯の如く天皇は當初から被征服者に對する征服者ならざる、其の御名も太陽の如き大神が何等他の歸順民族を奴隸とせず、同一國民として、次から次へと大八洲民族を御統御遊ばされ、此の國體の精神が今日に至るも變らず大東亞共榮圈の確立となり、世界統一への精神となつて顯はれ、八紘一字の大理想は即『掩八紘而爲宇』と日本書紀に示されてある通りで、全く世界をも神徳を以て歸順せしめるべき御意思があり、同時に我國法も單なる國內のみの統治のものではなく、世界をも御統治遊ばされる御精神のある國法であることも知り得らる。雄大無邊な絕對的神聖其者、あらゆる文

物の根源として、一つは國家顯現人であらせられ、二つは正義人道の權化であらせられる。斯の如き天皇と歐米の君主との差違を認める時、自ら其の國體も明かとなる。

日本は天皇國家であり、歐米諸國は社會的國家である。なんとなれば、日本は天皇在つての國家であり、歐米は社會あつての國家である。日本は天皇が絶對的の存在で、總ての根源であり、歐米は君主が第二次的の存在で社會人の中から誰でも統治權を獲得することに依つて、君主となり得る爲に、社會が總ての根源である。是れを證明する事實は歐米の歴史的事實を見るのもよいが、彼等の所謂君主國家と云ふものゝ、其實君主あつての國家でなきことは、社會の中に君主たるべき權力が胚胎してゐるのであつて、決して君主其者に絶對的權力があるのではない。それが爲に君主の權限は時と場合に依つて、社會自體の變化に從つて變化せられる。

處が我國の天皇は如何に社會に變化あるとともに、其の權限に何等の變化がない。日本の歴史に天皇の御親政に關して、封建時代は如何にも御親政であると云ふことが只名目のみの如き表現はあつたが是れは全く我々の解釋が間違つてゐるのである。即天皇の御政務に翼賛し奉る者が專横を極めたるに過ぎざるものである。天皇は依然として國家顯現人であらせられた。其の權限には何等の變化なきことを知らねばならぬ。

彼等が何故に國法の二大範疇として、形而上學的理論と實在論的理論とに分類したか。今日日本に於ても前者を神がかり的な理論と云ひ、如何にも實在的理論實に基き明瞭に且つ根本的に法の性質及び其の解釋が日本と歐米との間に違つて來ると云ふことを知らねばならぬ。

歐米の君主は其の權限が社會自體の中にある爲に其の國體は民主主義的即ちデモクラシーの自由民權的特徴を發揮し、從つて彼等の國法も社會を中心として、法の根本原理が構成されたるものである。斯の如き事實に基き明瞭に且つ根本的に法の性質及び其の解釋が日本と歐米との間に違つて來ると云ふことを知らねばならぬ。

(二)

各國に於ける法學上興へられたる無數の問題や理論は、要するに其の國の國體の特徴即國家の起源及び性質に依つて法の解釋に非常な差違が生じ、從つて天皇國家の國法と歐米の社會的國家の國法とを、同一理念で以て同様に解釋することは不可である。

國法の問題は政治的にも亦經濟的にも、確かに基本的問題である。今日軍事行動の原理を説明、解釋する上に於ても、同様に根本的な重大問題であり、且つ又この問題は國民の經濟的、智的、道德的發展を保證する上に於ても國家は自ら處理し得る行動の權力的手段を以て如何なる範圍まで干渉し、限定し得るかを決定する唯一の問題である。

將又是等の問題は平時のみならず、國家の重大非常時局に於ても常に深く考慮せねばならぬと同時に、我日本の國法の起源と性質より見て直ちに是れが明徹な決定をなす必要がある。歐米の國法學者の如く單なる形而上學的な問題として、輕率に論點外に打ちやることをせず、眞面目に純日本國家的立場と、更に世界に於ける將來の日本に就いて、益々國法の進展性を發揮せねばならぬ。

ある。
彼等は個人の生活と社會を中心として論ずる所の理論を指して實在的理論として重きをおき、常に國民の自由、民權的な法を主張してゐる。權力者たる君主の統治權者に對抗する被統治者、被壓迫者として、常に自由を求め、個々人が社會に於ける權力關係の溫床と化し、破壊的武器にも等しい自由主義の空想的觀念を以て掲げし、作成されたる法を實在論的なるものと質するに於ては、全く祖國なきユダヤ民族の生活體に最も適合せる法とも申すべきである。ユダヤ民族は非ユダヤ民族の生活體を攪亂し、以て自民族の經濟的、政治的權力獲得の手段方法として、常に自由、平等思想を以て歐米の社會的國家の權力醸釀を不純なる觀念の渾濁に陷入せしめる爲に、常に國家よりも社會を中心にして、ものを考へせしめる様に努力してゐるのである。

ドイツは早くも前歐洲大戰に於て、世界人の經驗し得なかつた一大困苦を味つた爲に社會中心主義の考へ方が國家を幸福にせぬものであることを知り、遂に今日の驚くべき全體主義國家を建設するに至つたことは我等の大いに學ぶべき精神である。されど全體主義國家は其の文字の示すごとく高度社會政策の結晶であつて、國民總意を國家の政策に表明し、國家の意思は國民の總意を體現し得る個人意思に依つて統制せられてゐる。従つて國是なるものは國民の總意にからり、總意の變化に依つて變化する處に否定し得ぬ淋しさがある。これも要するに社會國家の缺點である。是れよりして我天皇國家が如何に明朗豁達な國體であるかを知ると同時に聲國の理想を達成實現する爲に大いに考へねばならぬ。

(II)

論を指して實在的理論として重きをおき、常に國民の自由、民權的な法を主張してゐる。權力者たる君主の統治權者に對抗する被統治者、被壓迫者として、常に自由を求め、個々人が社會に於ける權力關係の溫床と化し、破壊的武器にも等しい自由主義の空想的觀念を以て掲げし、作成されたる法を實在論的なるものと質するに於ては、全く祖國なきユダヤ民族の生活體に最も適合せる法とも申すべきである。ユダヤ民族は非ユダヤ民族の生活體を攪亂し、以て自民族の經濟的、政治的權力獲得の手段方法として、常に自由、平等思想を以て歐米の社會的國家の權力醸釀を不純なる觀念の渾濁に陷入せしめる爲に、常に國家よりも社會を中心にして、ものを考へせしめる様に努力してゐるのである。

ドイツは早くも前歐洲大戰に於て、世界人の經驗し得なかつた一大困苦を味つた爲に社會中心主義の考へ方が國家を幸福にせぬものであることを知り、

遂に今日の驚くべき全體主義國家を建設するに至つたことは我等の大いに學ぶべき精神である。されど全體主義國家は其の文字の示すごとく高度社會政策の結晶であつて、國民總意を國家の政策に表明し、

國家の意思は國民の總意を體現し得る個人意思に依つて統制せられてゐる。従つて國是なるものは國民の總意にからり、總意の變化に依つて變化する處に

否定し得ぬ淋しさがある。これも要するに社會國家の缺點である。是れよりして我天皇國家が如何に明

朗豁達な國體であるかを知ると同時に聲國の理想を

達成實現する爲に大いに考へねばならぬ。

(甲) 實在論的理論

國家は個人と異つた人格者ではない。個人又は個人の集團がその社會に於て而も一定の限界内に於て強

制權力を獨占する——換言すれば與へられた社會内に於て支配する者と支配される者との永久的分化が生ずる——時、人類社會の中に國家が存在するに至

る。吾々は只個人意思の現はれを證明することが出来るのはのみである。個人意思と異つた一つの集合的な國家意思の存在は何等科學的價値のない形而上學的臆説である。故に國家の意思なるものは存しない。

只支配する者の個人意思が存するのみである。

(乙) 形而上學的理論

國家は明かに意思を有す。この意思是自ら自己を制動する以外に制限せられず、それは自己の行動の範

圍を自ら決定する。即國家は自己を裁判する裁判權を有するものである。

以上二つの理論は夫々フランスとドイツの法學者の說

である。自由民權的な思想が濃厚に其の根底に流れてゐる全く個人主義的理論の代表的なものが上記の(甲)に示せるものである。(乙)に依つてドイツの全體主義的觀念の存する處を認識せしめてゐる。

更に以上二つの理論を批評するに當つて、特に注意

したいことは、如何なる觀念を基礎として是等を批評するかと云ふことが重大なる意義を有するものであ

る。即ち云はんとする處のものは「事實を事實として

認識し、單なる理論構成に依つて事實を左右してはな

らぬこと」。是れがものを評する基準として、最も大切なことであることを知る。

實在論的理論は一名ビルディング的學說とも申すべき法學理論の二大範疇を示して見やう。

の天皇國家及び國法を論ぜんとするることは、正に天皇と社會國家の君主とを全く同一視し歴史的事實を忘却せるものである。單なる歐米者流論法を眞似て、國法を論することは全く危險な火遊びと云はねばならぬ。

参考の爲に此處に彼等が論ずる問題の中心とも云ふべき法學理論の二大範疇を示して見やう。

國家は個人と異つた人格者ではない。個人又は個人の集團がその社會に於て而も一定の限界内に於て強制權力を獨占する——換言すれば與へられた社會内に於て支配する者と支配される者との永久的分化が生ずる——時、人類社會の中に國家が存在するに至る。吾々は只個人意思の現はれを證明することが出来るのみである。個人意思と異つた一つの集合的な國家意思の存在は何等科學的價値のない形而上學的臆説である。故に國家の意思なるものは存しない。

只支配する者の個人意思が存するのみである。

斯の如く彼等の法學なるものは形而上學的理論にしても亦實在論的理論にしても、共に難解なる學術用語を並べて人をして是が解釋に悲鳴を擧げさせ、而も其の内容たるや實に以上の如きもので何を以て是が法學と云ふことである。

主張する處は共に日本國家の取るにも足らぬ、理論構成の専門家が捏造して法理を極めたる如く主張する處のものであるが、窮屈の處は以上示せるが如き法學論で、是れが研究に於て我日本の益する處は日本特徴を明かにするのみである。併して只理論構成のみが價値あるものでなく、事實を事實として、眞面目に認識し、其の本質を明にし、論ずる處に理論の眞實性を見出すものである。

(四)

歐米諸國の國法學者が研究する範圍内に於て、日本

明治の大維新は大政奉還と萬機公論に決すべき議會政治の斷行と我帝國憲法の編纂とが行はれ維新の大業が成就された。其の後百年ならずして世界の情勢は全く變化し、恐るべき世界經濟の波に乗つて、我國のみならず東洋、歐洲の諸國は共に國家の政治面に經濟的

に非常なる動搖を來し、政治が經濟か經濟が政治がと思はれる程、一國の經濟が政治を左右するに至つた。従つて此處に經濟の諸問題を解決する爲、歐洲に於ては先の歐洲大戰後ドイツを筆頭に國家の權力を以て何處まで此の問題を處理し得るか、國の許す限り國力の進展、國家經濟の再建設に向つて全力を傾注した。日本も同様に國力の充實、國家經濟の再建設を爲すため軍事財政方面的のみならずあらゆる部門に向つて飛躍せんとし、遂には滿洲國を獨立せしめ今又支那大陸の建設に全力を傾注し、更に世界の情勢に鑑み大東亞の建設、東洋民族の團結への國力の進展は實に見るべきものがある。

是れに従つて我國の各種各方面の政治的、軍事的、産業的部門に渡つて、未曾有の變化をもたらした。總てが明治維新の機構と比較して、其の態勢は實に數十倍の機構を見せるに至つた。

特許権の性格

角田好太郎

即ち國法の進展、權力的手段方法の展開は東亞の盟主日本の世界に於ける地位確立上、新時代の軍事行動と政治經濟問題の處理に當つて、過去に於ける唯一の政治機構たる議會政治の悪弊及び無能缺陷を墮補する爲に、其の側面より、天皇國家に所屬する吾々國民の必然的、應急的責任と義務よりして、今日新らしく登場したものが所謂第二維新を遂行すべき大政翼賛其者である。

此處に於て既成制定法が如何なるものであれ、前記

利益を要求するものであるが、之れと同時に國家の側からば其の發明を攝取して自己の文化の向上に之れを利用せんとするものである。此の相反する方向に向ふ二種の利益の主張を如何なる程度に於て相互に限界づけ、調和せしむべきかに關する政治的觀點が即ち各國各時代の特許権の性質を決定する契機でなければならぬ。

凡そ如何なる時代に於ても或る人の發明は常に無數の先人の不斷の精神的勞作に基礎づけられるものであり、此の意味に於て如何なる發明と雖も純粹に特定人の個人的創造として認められるものは恐らくあり得ない。而して此の點を顧慮する立場から、寧ろ發明者の個人的利益を中心とする傳統的の特許権制度に無條件に反対する見解もあるが、然し發明行為より生ずる發明者の個人的利益の保障を全然認め

進運に伴つて發生せる各種の問題や將來の國家の態勢に備へる爲の國家の新設政治機構との間に於ける國法上の摩擦や衝突が、與へられたるあらゆる法的解釋を以てしても解し得ぬ場合、如何に國家が否國法が是れを處理し得るかと今日我國法の重大問題である。

即ち國法の進展、權力的手段方法の展開は東亞の盟主日本の世界に於ける地位確立上、新時代の軍事行動と政治經濟問題の處理に當つて、過去に於ける唯一の政治機構たる議會政治の悪弊及び無能缺陷を墮補する爲に、其の側面より、天皇國家に所屬する吾々國民の必然的、應急的責任と義務よりして、今日新らしく登場したものが所謂第二維新を遂行すべき大政翼賛其者である。

是が今日の重大問題を解決し、高度國防國家、強度經濟國家の二つながらの目的を完うすることが出來得るならば、天皇國家の國法たるや、純日本の神髓を世界に發揮したるものと云はねばならぬ。然らざれば何を以て國法を論ぜんや矣。

——筆者は昭和六年大法卒、北京駐在大毎記者——

(二六〇一、二、三)

從つて特許権の制度に關する國家的要求は、發明者が發明より受け得る利益的刺戟を或る程度以上に壓迫すべきでない點に其の限界がある。國家は發明者に對して發明者が其の發明より期待する或る程度の個人的利益を保障することに依つて、國家自身も亦發明者の發明から期待する利益を保障せられ得るのである。唯發明者の爲めに於ける國家に依る利益の保障の程度及び内容は、其の國其の時代に於ける政治的狀態の動向に支配せられて常に推移しなければならない。特許権の性質は此の推移に適合するものでなければならないのである。

歐米諸國の形而上學的理論で述べたるがく、國法が君主の權限を左右するが如き解釋を爲することは、そもそも自由民權的解釋で我國體の國法解釋に適用すべきではない。現代の我國欽定憲法が天皇の權限を左右するが如き國法であるならば、今日聖旨を奉體して刻下の非常時局を處理する爲に構成された翼賛會なるものは如何にも歐米者流の解釋は正しとせねばならぬが、遺憾ながら天皇國家の國法は左様なものではない。

國家が発明者の個人的利益を保障する方法としては發明ある時に其の價値に相當する金錢を以て當該發明者に報酬する方法があり得る。然し此の方法は原則として法として採用せられる程適當なるものではない。蓋し或る發明の價値は殆んど常に一定の時日を経過して後に示され得るものであり、前以て正確に評價せられ得るものでないからである。此の場合の方法としては寧ろ發明の價値の危險を或る程度に發明者自身をして負擔せしめ、然も新しい未開拓の發明の領域に迄發明者を刺戟するに足るだけの利益を保障することにある。發明者に發明の排他的利用権を認めることが即ち其れである。

唯排他的利用権が内容的に又は時間的に其の範囲を餘りに擴張される時には、產業界に於ける他人の活動を拘束し産業發達の障害を構成することがあ

る。従つて國家は一般社會が排他的利用権の範囲について明確に認知し得るが故に、斯る排他的利用権が適當なる期間に於て消滅する如く、更に権利者が其の権利を國家社會の不利益に於て濫用せざる如く、種々の點に於て意を用ひ以て發明者又は其の繼承者の個人的利益と國家社會の一般的利益とを調停せんとするのである。是れ特許権の性格を決定する基調である。

三

發明者又は其の繼承者の個人的利益と國家的利益との調停は特許権に對して適當なる時間的制限を加へる方法に於て現はれる。發明者又は其の繼承者の個人的利益にのみ立脚する時は謂ふ迄もなく其の排他的利用権について可及的長期の存續期間が要求せられる。然

し此の期間が永きに及ぶときは謂ふ迄もなく一般產業の發達を阻害する。即ち國家は適當に特許権の時間的制限を規定するを要する。右の期間は一方に於ては發明者又は其の繼承者が其の發明に報ひられるに足るだけの利益を取得し得る爲めに必要以上に短縮せらるべきものでなく、同時に他方に於ては一般社會が發明者から其の發明について知得し、及び其の發明の價値について評價し得るため必要以上に延長せらるべきものではない。

我國特許法に於ては特許権の存續期間は原則として十五年であるが其の發明が特に重要なものであり、且つ特許権者が正當の事由に依り原則的期間内に於て相當の利益を得る能はざりし場合は三年以上十年以下其の存續期間を延長せらるるのである（特許法四十三條、同法施行令第十條）。

四

發明者又は其の繼承者の個人的利益と國家的利益との調停は排他的利用権の發生を一定の國家行爲に迄繋らしむる方法に於て現はれる。排他的利用権が與へられることについての期待は發明行爲あると同時に發生し得るが、然し排他的利用権其のもののが發生は一般的法秩序の保障の爲めに一定の國家行爲に迄結合せらなければならない。精神的な著作と異なり寧ろ技術的な競争が可能であるが故に、發明的活動に從事するものは其の努力其の時間其の資力を既に他人の爲めに保護せられて居る發明の完成に空費する危険を避くを要し、而して其の爲めには常に現在存在する他人の特許権の範囲について知り得る機會を持ち得なければならぬのである。

之れを國家から觀れば特許権として保護せらるる

發明の範囲を公布して發明從事者を右の危険から保護するを要するのである。然るに斯る公布の目的は排他的利用権の發生を國家行爲に迄結合することによつて始めて達せられ得る。蓋し権利設定の國家行為は發明者又は其の承繼者が其の發明を公にすることを前提として行はれるからである。我國特許法に依れば特許権の設定は原則として所謂出願公告の段階を經て行はれて居る。（特許法七十三條）

發明者又は其の繼承者の個人的利益と國家的利益との調停は、各々獨立して數人によつて完成せられた同一の發明ある時に、最初に社會に提供し、最初に一般に教示せられたものに排他的利用権が與へられる方法に於て現はれる。最先公表と最先發明の問題については國家の立法が一方的に社會的利益にのみ偏する見地に立つ時には、特許権は完全なる排他的利用権として其の發明の最先公表者にのみ與へられる。而して國家の立法が右の兩者の中の利益にのみ偏する見地に立つ時は、特許権は完全なる排他的利用権として其の發明の最先發明者に與へらるべきものである。而して國家の立法が右の兩者の中の見地を探る時には一面に於て發明者は後の發明者よりも其の公表が遅れることにより其の排他的利用権を取得するを得ないのであるが、然し此の場合最初の發明者は或は無條件に、或は一定の條件の下に、自らは最先公表者の排他的利用権の効果から除外せられ得るとしても、其の發明を公表したものでないことを其の要件としなければならない。と同時に他面に於ては此の

場合國家による最先公表者の爲めに於ける最先發明者の利益の剝奪は、最先公表者が最先發明者の意思に反し、其の發明を公表したものでないことを其の要件としなければならないのである。

我國特許法の認める所謂先使用に依る實施の制度は一定條件の下に最先發明者が最先公表者の排他的

利用権の効果から除外せられることを認めたものであり（特許法三十七條）又發明者又は其の承継者が自己の發明に關する他人の出願に對し、特許異議の申立を爲し若くは特許處分無効の審判を請求し得ることを認むるのは、最先公表者の發明の公表が最先發明者の意思に反して爲さるべきではないことを示すものである。（特許法七十四條同法五十七條）

五

發明者又は其の繼承者の個人的利益と國家的利益との調停は保護せらるべき發明の内容についても現はればならない。發明とは要するに固有の作用を持つ獨創的な技術的考案である。既に早くから知られたる物を、其れに關する他人との交渉による知識なしに自己の固有の力を以て考案したる時にも或る意味に於ける獨創的な考案は存在する。然し國家が若しも斯る考案者に其れの排他的利用権を與へるとすれば、其れは著しく一般的利益を害する結果を生ずる。蓋し國家は此の場合には一個人の利益の爲めに現在廣く利用せられたる發明に關する一般的の利益を剥奪するものであるからである。即ち國家によつて保護せられる發明は所謂客觀的新規の考案でなければならぬ。我國特許法も特許せられ得る發明は新規なる發明であるを要すとし而して其の新規は客觀的のものでなければならぬことを明示する（特許法第一條同法第四條）。

國家によつて保護せられ得る發明の程度即ち固有な作用の概念も一般的利益の爲めに制限を受ける比較的輕微な程度の考案の獨占的利用が長期間に亘つて一個人の爲めに留保せられることは一般産業の發達を促進する所以でない。或る程度の技術的考案は夫れ夫れの技術の領域に於て實業家によつて日常無數に行はれる。此の程度の考案は寧ろ當然期待せられ得るもので

あり、從つて特別の保護に値するものではない。唯發明の程度に關して正確な區別を劃することは著しく困難である。保護せらるべき發明の範圍を餘りに廣く劃することは一般的利益と衝突し、又餘りに狭く劃することは發明者の個人的利益と衝突する。國家は發明の重要性に應じて保護の期間に差等を認めることにより、右の區別の困難を或る程度緩和することを得る。

我國特許法には尙此の點に關する規定は存しない。發明者及び其の承継者の個人的利益と國家的利益との調停は、發明の公表者に其の實施を要求する方法に於て現はれる。國家が發明の排他的利用権を認めることによつて達せられる。國家は發明の公表を以て権利設定の條件とする同時に、更に権利の存續を發明の實施に繋らしめねばならない。特許権者が特許権を全然實施しないこと又一般的の需要に適合し得る程度に實施しないことは或る意味に於ける権利の濫用である。斯る場合には國家は権利者の意思に反して或は特許権を取消し、或は強制的に他人の爲めに實施権を設定すべきものである。

我國特許法は引續き三年以上正當の理由なくして権利者が發明を適當に實施しない時には、國家は利害關係人の請求により其の實施権を許與することを得べく、右の實施権の許與ありたる後に於て引續き二年以上正當の理由なくして適當な実施なき時には國家は其の特許を取消すことを得るのである（特許法第四十一条）。

實施権の制度は上述した個人的利益と國家的利益との調停に關して重要な意味を持つものであるが、特許發明實施権の問題については其の研究を別の機會に譲ることとする。一大十五大法華辨理士一

あり、從つて特別の保護に値するものではない。唯發明の程度に關して正確な區別を劃することは著しく困難である。保護せらるべき發明の範圍を餘りに廣く劃することは一般的利益と衝突し、又餘りに狭く劃することは發明者の個人的利益と衝突する。國家は發明の重要性に應じて保護の期間に差等を認めることにより、右の區別の困難を或る程度緩和することを得る。

共匪戰ふ
熱河にて 頗戸勇

小生も四ヶ月間熱河の邊境の地にて零下二十度の寒氣にも堪え執拗飽くなき共產系の魔手と戰ひ乍ら遂に事業を本格的に軌道に乗せ、年額八百萬圓の金塊が國境を越え天津、北京のニダヤ系英米人の手に流れ込んでゐるのを、ある程度迄諒ひ止め満洲國に確保するに至りました。これから愈々ビッチをあげて完全に國外流出を防止する爲め頑張ります。其他豊富なる熱河の地下資源を開發すべく先づタンクステン精錬開始の準備を目下着手として整へて居ります。

然し一方に於て我々の活動が積極的になければならない程共產軍の防衛は物凄く、小生も幾度か生死の境を往來致しましたがその都度皇軍の力強い援助の下に民衆の宣撫工作にも貢献しておます。現に興隆は目下共產軍のため三方より取囲まれて一千數百名のものがヒシヒシと興隆を占領すべくやつて来て、到る所で軍警と大衝突を演じておます。多數の密偵も入り込み治安確保のため二十三日より告示が出ました。

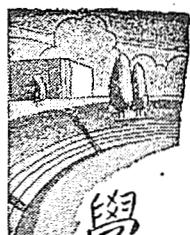
我々收買所の日系職員は何れも夜は軍隊の手傳ひに勤しんで哨戒任務についたり警羅をしたりして、小生の事務室をその本部に當ててゐる有様です。何れにしても日系十一滿系二十五名の職員がガツチリとスクランムを組んで共匪に體あたりを喰はせて事業を進めて行くので、時々よくぞ男子に生れたものだといふ誇と満足感を味ふ事もあります。

富國銀行



二十段家書

入東筋堂御界波羅市阪大
三七〇四号詰電



學內報

卒業證書授與式

本學卒業式は三月二十一日春季皇靈祭の佳日をトして夫々千里山學舎、天六學舎に舉行、即ち大學部第十七回卒業式は午後二時より威徳館に於て、又専門部第一部第九回、同第二部第五十三回卒業式は午前十時より講堂に於て行はれたが、同日の式次第は國歌合唱に初まり、證書授與、神戸學長の式辭（専門部では正井部長の告辭）文部大臣、大阪府知事、大阪市長、校友會總代内藤正剛氏（學部では更に學士會代表角田氏）の祝辭あり、次で卒業生總代の答辭があつて終りに學歌齊唱、嚴肅に閉會した。

入學試験終る

各部科共志願者殺到

上級學校進學が明年度から厳格に統制されるので緩衝期たる本年度の入學試験

を現出、教職員を轉手古舞せる程であつた。

各部科別にその入學試験日、發表日を示せば次の如くである。

大學部 三月廿七日（三月廿一日）

専門部一部 三月廿、廿一兩日（四月八日）

大學豫科 四月二、三日（四月八日）

専門部二部 四月三日（四月八日）

△括弧内は發表日

因みに本年度入學志願者數を示せば

△法文學部（二〇九）經商學部（一七九）

計（三八八）

△大學豫科第一（三五四）第二（一、四五九）

△五四九）計（一、九〇三）

△専門部第一部法（一八〇）經（三八〇）商（八八九）計（一、四四九）

△専門部第二部法（八八四）經（六八三）商（一、一六八）國漢（一四四）英語（八四）計二、九三三である。

任期満了に付き
免法文學部長

教授 安藤 光

評議員 小倉正恒氏

同 免經商學部長

教授 賀來俊一

無任所相に就任

任學生主事

教授 水谷 摩一

本學評議員住友本社總理事小倉正恒氏は今回近衛内閣の經濟政策強化への模として入閣を懇請されてゐたところ四月二日受諾せられ三日國務大臣として親任式がとり行はれた。

依頼解職

助教授 西井 克己

同 上（以上三月廿一日付）

任本學助教授（豫科）講師 佐伯 三郎

教授 田邊 清市

昭和十五年度卒業成績優良

同 講師鶴任（四月十日付）

依頼解職 同 教授 田邊 清市

並佳良賞受領者

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

優良賞

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

法文學部 田中利一、辻井義彦、辻順次（以上法）吉野慶三（政）

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

經商學部 中瀬正雄（經）岸本芳房（商）

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

專門部一部一瀬田與四郎（商）

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

法文學部 安藤直宏（法）青谷正泰（哲）

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

經商學部 太田孝、西井清（以上經）雨宮久野口太二郎（以上商）

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

專門部一部一望月保彥（經）吉武喜久雄（商）

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

專門部二部一田村德夫（法）早水幸一

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

本山千文（商）大塚順三郎、吉澤義竹

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

高橋忠次、村内英一（以上國漢）

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

専門部二部一伊藤又一郎

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

畠中伊三郎

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

別枝萬彦

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

鈴田均

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

羽田正二

佐美正祐
がくほう抄

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

永清行

同 講師鶴任（四月十日付）

同 教授 田邊 清市

尙自宅新設電話は吹田八九七番である

以上
本年度法學部臨時委員に任命せられた

出席意志完遂

關東州支部の美はしい集ひ

關東州支部では去る二月十八日第五十八回例會を寺内通りの海務協會で開催、會するもの十三名、遠來の客新京の光井君の御出席を得て定刻開會した、暖房はいさゝか通りが悪いが心の暖りと此の時局を何とか乘り切らうとする熱意とて笑さを説くものは一人もゐない。いやこれどころかもつと懇親しい事がある。病體からざるに手辨當持ちにて例會に出席せる若き會員H君が岡らずも皆の絶讃を浴びたのは全く理由のあることだ。必ず出席する……この意志の決定こそ今の人々に最も要求されるべき事ではあるまい。

御馳走はさらには母校を思ふ言々句々は、どれもこれも寶玉の如く金銀の如くこれ程眞剣な集ひは又とないだらう。この中の一つでもが懸けて母校に採り入れられて眞質の玉となる事を希つて一同學歌高唱九時散會した。

光井(新京)、木村、室山、山下、池田、加來、萩原前川、北條、寺田、荒川、平井、竹若の諸君出席、

因みに同支部は月一回機關紙「秀麗」を發行、巻頭に論說を掲て常に眞摯な意見の開陳を行つてゐる、最近のものには「母校の入學期日を早めよ」、「本部を中心とし支部會議をおこせ」などなかなかの意氣込である

櫻花爛漫の下

校友會福岡支部の集ひ

最近、素晴らしい活躍を示してゐる校友會福岡支部で

は三月廿日午後から櫻花爛漫の福岡市西公園櫻亭において春季例會を開催、新頃の少年審判官藤野、判事鎌田

左の通り（五十音順）——寫眞はその集ひ——題に眼ひ、咲き誇る櫻花の中に包まれて歡談は春宵までも盡きず、老大先輩池田支部長の發聲で母校の萬歳を高らかに唱へて七時すぎ散會した、當日の出席者は兩氏なども加へて十四名が集ひ、古い思ひ出新しい話題に眼ひ、咲き誇る櫻花の中に包まれて歡談は春宵までも盡きず、老大先輩池田支部長の發聲で母校の萬歳を高らかに唱へて七時すぎ散會した、當日の出席者は

池田 重吉 石橋 輝雄 鎌田 袁夫

根津菊治郎 八田 薫

馬場 圓吉

久井 忠雄 深谷 茂

藤野 英昭

宮崎 久樹 松野 幸吉

山縣 淳一

徳永 典爾 和田 恵義

和田 恵義

春季懇談會開く

石川支部

去る三月十六日午前十一時市内要香山卯辰山公園閣に參集、世紀を劃すべき皇紀二千六百一年の新體制下在野校友會員として大政翼賛運動の一翼に參加奉仕すべき臣道實踐の方途打合せのため春季支部總會を開催した。

此の日幸にして北國稀れに見る快晴晴生牛の北國日和としては眞に珍しき暖かな好日であつた、會する者は僅に七名であつたが何れも県下地方切つての逸材、然かも新體制下に於ける職責を荷へる言々烈々たる校友である。遙かに濃越國境の大空に聳立せる山嶺北國特有の銀色を帶びた晶冽の感極まりなき早春の白山連峯を仰ぎ互に臣道實踐、公益優先の旨を體し職域奉公の任を盡し一意赤誠以て大政翼賛の大道に邁進すべきを誓ひ合つた。

正午支部長の挨拶によりて會を開き一同肅みて華壽の萬歳を歎念し奉り、戰病死者の英靈に默禱の誠を捧げ出征將兵各位の奮闘を感謝し且武運長久を祈つた後、當任幹事より諸般の報告あり、一同の賛意を得て配膳



に移り七分掲御飯に粗茶を盛り番茶を啜り終始談笑裡に左の申合せ決議を爲し散會に先ち母校川上敬逸教授校友會本部並戸學長宛記念寄せ書きを了し五時閉會和氣藹々裡に山麓に下り再會を確く約し袖を脱ちたるは六時十分頃なりき。

申合決議

一、來る二十二日の本校卒業式に谷口支部長臨席さるゝ事

一、今後年四回則ち三ヶ月毎に校友の會合を催しつ

會員消息

- 恰士 寛也 (昭十二專二法) 召集中のと 岡田 清作 (昭十四專二法) 鹽野義商店団 北岡 安雄 (昭十五專一商) 西部第二十
 泉本 正隆 (昭十七專二法) 福島署より福 岡田 春義 (昭十四專二商) 日本砂糖貿 託となり、日產電線當務取締役に就任
 田署 (轉任) 伊東 廉 (昭十一專二法) 伊東健と改姓 岡村 武雄 (昭十五專二經) 二月四日結
 安藤 知久 (昭五專商) 日本生命保險 名、酒南硝子工場所勤務、住所は浪速 婚、布施市永和一ノ六三に新居を構ふ
 会社鳥取出張所より尾道市吉和町新濱 尾崎 昭一 (昭十四專二法) 伊東健と改姓 岡村 武雄 (昭十五專二經) 二月四日結
 赤木 元市 (天十四專法) 釜山府大橋 尾崎 昭一 (昭十四專二法) 伊東健と改姓 岡村 武雄 (昭十五專二經) 二月四日結
 通二ノ七七に轉居し海運業を經營 小川 弘法 (昭十五專二法) 遷信省管船 地方裁判所より神戸地方裁判所に轉勤
 滝田 久雄 (昭十四專二法) 司法官試補 小川 弘法 (昭十五專二法) 遷信省管船 地方裁判所より神戸地方法院に轉勤
 として平壤地方法院に勤務 田中 健夫 木村 仁吉 山越 外吉
 荒井榮次郎 (昭九大法) 日本電力會社 上田 利夫 (昭十五大法) 大阪市役所 梶谷 竹藏 (昭十四專二法) 任判事、岐阜
 より日電證券會社へ轉勤 田中 健夫 木村 仁吉 山越 外吉
 荒木 義信 (昭十五大法) 中部第二十三部隊へ入營 上村 信義 (昭十四大經) 東京市大森
 中部第二十三部隊へ入營 小田 實然 (昭十五大法) 中部第二十三部隊へ入營 上村 信義 (昭十四大經) 東京市大森
 井上 正 (昭八專二經) 蒙古聯合自 小田 切西 (昭八大商) 三菱商會社 川島 清 (昭十五大法) 中部第二十三
 治政府厚生課監督署總務科に勤務 大阪支部より名古屋支店へ轉勤 川島 清 (昭十五大法) 中部第二十三
 井嶋 義男 (昭十四專英) 富士電燈工 大川 三三 (昭八大阪) 大阪府會計課 河野 喜雄 (昭十四專二法) 宇部石炭統
 業會社大阪營業所に勤務 より講事課へ轉課 河野 喜雄 (昭十四專二法) 宇部石炭統
 井家 莊吉 (昭十三專二商) 東淀川區淡 大中 明夫 (昭十一大法) 神戸市灘區大 制會社庶務係に勤務、住所は宇部市西
 路新町一四九、朝倉方に轉居 石東町六ノ一ノ一二に轉居 川島 清 (昭十五大法) 中部第二十三
 伊地知兼郎 (昭十三專二經) 住吉區平野 大西 日吉 (昭八專二經) 三木と改姓 河野 喜雄 (昭十四專二法) 三島郡茨木
 流町三九五、萩原辰方に轉居 より講事課へ轉課 河野 喜雄 (昭十四專二法) 三島郡茨木
 家長 喜一 (昭十二專二法) 日立製作所 大中 明夫 (昭十一大法) 神戸市灘區大 制會社庶務係に勤務、住所は宇部市西
 大阪營業所より本社資材部廢棄第二課 石東町六ノ一ノ一二に轉居 川島 清 (昭十五大法) 中部第二十三
 に轉勤、住所は東京市本郷區臺町二七 木田 篤孝 (昭十一大經) 東洋火災保 近藤 孝 (昭十一專二經) 名古屋市千
 鳳明館 石地與四太郎 (昭十五大經) 東淀川區 河野 喜市 (昭十二專二法) 應召解除 律區田代町大坂五〇に轉居
 國次町一二七二ノ一に轉居 木田 篤雄 (昭九專二經) 旭區大宮町 河野 喜市 (昭十四專二法) 中部第二十三
 六ノ二〇に轉居 桂 昌俊 (昭四大阪) 布施署より風 律會社より大阪市大正區泉尾竹ノ町五
 町四ノ一二〇に轉居 秋田木材會社大阪支店に轉職 酒井 善雄 (昭八專二法) 大阪毎日新
 石油共販會社鶴濱油槽所に勤務 木田 篤孝 (昭十一大經) 東洋火災保 開社廣告部より販賣部に轉勤
 真田 俊雄 (昭三八專法) 臺灣新竹地 酒井 善雄 (昭八專二法) 大阪毎日新
 岡田 健一 (大十二專二法) 清川 清 (昭九專二法) 召集解除 篠山 伸治 (昭五專法) 德山市江田敷
 町四ノ一二〇に轉居 石油共販會社鶴濱油槽所に勤務 海岸に轉居、日本回送會社より德山海
 石地與四太郎 (昭十五大經) 東淀川區 運會社當務取締役に轉職
 國次町一二七二ノ一に轉居 木田 篤雄 (昭九專二經) 岡田 健一 (大十二專二法) 清川 清 (昭九專二法) 召集解除
 真田 俊雄 (昭三八專法) 臺灣新竹地

に連絡を密接にし各聯員を通じて孝公の誠を竭

し臣道實踐の質を掲ぐることに努力すること

備すること

川兩支部と連絡し母校學風振興、校風振興のた
 め縣内二ヶ所以上に於て講演會を開催すること

當日出席會校友

谷口 武雄

木村佐大郎

松永 善光

田中 健夫

木村 仁吉

山越 外吉

中西 輿七

口支部長出張すること

と折衝し本市に結成大會を開催し、本校より神

體化すべく、近日中に福井支部に交渉の爲め谷

當日出席會校友

谷口 武雄

木村 仁吉

山越 外吉

中西 輿七

岡大越岡王岡岡大大大漆内牛上上岩井井今伊井伊石石池安安安淺
垣内嶋井野橋西間田尾羽田畔本上井藤道藤田津邊部藤藤羽
邊山智野

高高高鈴下芝柴鮫寒佐阪齊小兒小五吳楠久木岸菊菊金川川樟兼金金棍陰柿
島木鷗木井野田島川藤本蘿林玉寺島貝村本池池川上島島谷九澤原山本
五秀謙六數忠正敬孝廣淳尚正健邦秀經一謙達嘉繁光誠精弘重德
一郎胖明二郎雄弘三雄司猛二文美守一威雄基強雄三雄三一次勇造穀治太一冥
(徳奈高愛廣同大鹿兒) (高廣同大鹿兒) (高廣同大鹿兒) (高廣同大鹿兒)
島良知知島阪島川阪良本阪分鮮庫繩阪山邊阪鮮阪岡川庫賀庫島

長内中中中寺高田田高竹曾畠菅島繁坂小古倉口笠川奥大太尾小納宇浦梅内家井代石
尾藤村野塚瀬島崎中木嶋瀬中部川沼崎本本菅山内村原合田塚田崎野田谷田田所村井井
茂英平敏光正信喜一秀和卓敏正顥界隆芳芳正重久秀泰林元三三武忠小一锐芳
延雄郎夫夫雄悟行藏郎玄夫二光義一雄(東)明進樹雄(奈)明(兵)輔孝藏亮郎郎男(京)廣市(大)
(熊同同同太兵大同兵大富奈(山)和歌(大岡)同大靜(同大)兵行佐(兵)佐(兵)佐(兵)助(富)
本阪庫阪庫阪山良口山良京庫阪岡阪重庫賀阪庫阪庫阪都島阪(山)阪(山)阪(山)

黒日岸河河川加片太尾岡小大市井池爾朝
田下本村野崎藤岡田崎田川野川上永宮垣
貞芳國淨道保光正房憲典辰正榮
雄明房芳雄夫英恕治弘康雄三夫男德久二
兵大山(大香)兵(大香)同(同)大靜大岐(大廣)愛(大
阪口阪川庫阪川阪岡阪阜阪島媛阪
(五五名)

渡渡渡梁吉矢増村宮富福平灰延延西西苗中
邊邊邊原松部田上尾村谷尾井原原井村村川
鐵一威一敏長正四金公德進
修威嚴夫亨之財夫郎雄治續二郎雄演利郎造五
(長同(大朝福高香滋德大兵廣岡同同同同
大崎阪鮮岡島知川賀島阪庫島山阪
(阪

◆專門部第一部 (いろは順)
渡指安山八森森名村宮三美松前松松藤肥野西永中長富土弟近田高高玉高島篠坂桑子
部吸田田尾川井劍山本宅浦下川本澤本田田口谷延村尾田居丸木村村井垣田山山田
輝千幸一莊健庄要正嘉三秀雅正重
之比二助新男古吉郎一純藏郡雄真行一俊清肇保久義貞郎俊成寛藏義光堯藏郡弘一達作
兵大朝名同兵同(同)大和岡大奈兵(大同)兵福同(大)大兵(大奈同)大愛(大
阪庫阪鮮屋庫阪山阪良庫阪媛知賀阪庫阪良阪媛阪
(二五名)

大小朴西仁長萩石井
橋掠南村田谷村出
和利球義大
都阪鮮繩阪島重取阪
(四〇名)

守森結北金北金秋藤万楠納中谷檀渡岡大尾大大李西狹伊
田城野光村山木德富村中野邊田西崎谷木田間藤清四郎
利德繁宗達五德武利德英龜溫啓正英隆英重
靖雄郎郎燦意賛充郎雄城夫彌助夫成平親廣明煥宏(兵福
岡同同大朝高朝愛大廣大佐朝京同大朝奈富大廣朝奈富大
阪鮮知鮮媛阪島阪賀鮮都阪鮮良山阪島鮮良庫井
(二五名)

伊板稻石今今
藤倉生家村井
喜重義隆
審信男年衛久
三福愛大岡兵
重島媛阪山庫
(五〇名)

杉陶末望平東酒足麻小藤藤松又松松安矢久氏村高高田田高武吉横横和
本山宗月野井羽生出田本木田田並野田家上井井中中橋堺田山山田
精和兼保國貞勝忠典庫朝喜孝智彌正達吉泰正義元幸久季久大郎
郎夫市彥正二彦明信助茂一昌昌治夫雄實(大)潤男力寬(光)岡
福愛同大靜愛岡鳥大同兵(鹿兒)同(大)和歌
井知分岡媛山取分阪庫山阪庫形島庫阪庫知庫山阪
(二五名)

岡大小小與大岡小岡岡岡大大土時鳥土西馬八波羽白長原長橋井今飯伊茨石池井石井石井
久田西保河原村河田川山本元原石肥岡羽佐川場田野田川爪澤井沼藤木原田村井上塚手
二每貞孝吉豐保修嘉四四貞守良茂一幾嘉榮敬隆正定富義清件頼朝正信恭勝孫
實耶登夫勇寬吉相作男三郎雄郎夫男雄樹郎宏藏一三吉己善文次彦男文廣大奈大兵岡奈香同
兵愛廣大鹿兵大三同大兵宮同佐長福同德同兵德岡長同大和歌
庫媛島阪島庫阪重阪庫崎賀崎井島庫島山崎阪山阪庫山良川庫岡
(二五名)

上村六村中中長南難中成長中中筒津津坪谷高田田高田高田駕米吉吉吉加片加和渡綿與沖
田中車中井谷井部波熊瀨尾揚川野井村田内木島中坂橋中岡林野本武竹鶴山藤田邊谷田田
米豊寛政定辰清泰榮喜力光喜義完邦義富武正寛修繁喜久彰敏
三彦一男德夫二和三美優之郎行博明一男一三清一夫己嚴治治一茂雄宏光薰弘三雄博實
同(大)香(兵)大(兵)和(滋)大(高)坡(兵)和(歌)大(兵)和(歌)大(兵)和(歌)大(兵)和(歌)大
阪川庫阪庫山賀阪知阜庫阪重阪庫山阪媛阪口庫阪都島阪岡庫阪島阪
(二五名)

大駒 大大荻岡 尾 李 堂 通 土 玉 西 西 西 西 西 林 橋 林 荻 荻 早 畑 原 原 濱 橋 泰 林 林 磯 石 池 石
河 居 野 田 原 里 山 野 本 家 浦 山 井 下 井 島 岡 萩 川 方 川 本 田 本 原 澤 川 田 松 場 計 黑 兔 坪
櫻 煙 野 原 里 山 野 本 炳 才 八 泰 太 運 茂 榮 修 間 敬 賢 博 德 機 雄 茂 俊 大 傳
峯 謙 善 純 正 百 千 健 德 正 實 正 才 八 泰 太 運 茂 榮 修 間 敬 賢 博 德 機 雄 茂 俊 大 傳
次 太 郎 (同) 二 (兵) 三 (大) 一 (岡) 清 (鹿兒) 二 (兵) 三 (大) 一 (岡) 清 (鹿兒) 二 (兵) 三 (大)
章 吉 吉 尚 孝 同 文 朝 里 和 歌 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝
弘 (兵) 福 一 夫 (同) 文 朝 里 和 歌 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝
京 和 歌 都 庫 山 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝
都 庫 山 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝 一 大 門 神 奈 郡 朝

紀木坂佐佐阪佐薩坂佐佐坂坂佐佐阿赤東秋赤清赤羌赤秋足海江衛小小小米後小合小藤
 戸田本藤多摩口野木本本野口木木部松山枝野井谷野田立名藤森崎迫田藤泉田崎林
 直車之助義敦勝孝雄康吉信信正重信大政利男純玉眞民喜重秀茂知勝德芳彰
 順功彰博弘水二郎雄雄郎仁幸義三治尊照一一秀一三勉治男勇夫美行弘至夫郎雄一
 大(北海道)同同同大鹿靜兵島大和鹿奈大兵大香岡大(京)兵(三)大岡大廣奈兵(大愛)大京
 阪島岡庫根阪山良分分庫阪山阪川山阪島阪都庫重分山阪島良庫阪媛阪都

森本森樋平平平氷平東日神清柴芝四嶋下鹽鹽城島下島島宮宮都溝宮北清木北金岸北鬼清岸
 岡岡田口田垣井室林田高野水田田宮村城田田谷田里田田崎田江原牧山村本頭村波
 信廣長龍嘉美重忠末芳真武日誠秋春三政太勝芳義武正泰鐘敏敏光利武
 誰見郎平男司信男人馬雄勤肇一男一巖男忠清義郎信郎一穗則男明三煥郎夫陞明夫男功
 福奈(同)大(同)兵(大)廣(京)鹿(愛)京(同)大(高)德(香)長富(兵)(同)大(京)島(青)愛(大)朝(東)奈(千)福(岐)香(福)
 良岡(良岡)阪庫阪島都島媛都阪都阪知島川崎山庫阪都根森媛阪鮮東良州葉岡阜(川)島

片長岡奥大小沖小李李龍利豐西西林服池井伊并石岩
 山村村野保多倉野川神川鳴島村部田内藤上井川
 舊光幸義正次國俊真正健勝利正恒幸鐵日澤
 清郎雄吉雄勉三郎雄浩熙夫彦夫三弘弘清作夫八男弘
 兵(同)大(兵)同(大)廣(岡)同(朝)和(兵)山同(大)岡同(大)三(大)同(大)
 鮎阪庫阪島山鮮山庫口阪山阪重阪阪一名取島島取岡阪山阪庫阪山媛

芦淺寺古藤福前松松前山山八久上上植上宗村村中中内辻津辻辻染谷高高竹竹立笠角川川
 田田崎田井田川岡田本根尾保田垣村原田田瀬西田貴村村谷本島橋澤内川谷本上村田
 定意末久吉真義虎一辰武茂武種光成啓正康元公群紫龍新健榮豊觀延道庄勇定長
 男康治雄郎勇治直晴治夫實通雄一明夫吉明太造明爾重雄治郎藏吾一郎治仙雄和衛三
 同(京)兵(岐)岡(佐)大(和)大(同)山(兵)奈(高)滋(同)兵(岡)朝(滋)大(同)兵(同)大(三)大(京)同(同)大(福)愛(大)同(同)大
 都庫阜山賀阪山阪口庫良知賀庫山鮮賀阪庫阪重阪都阪井知分阪

千時土戸徳北堀錦新早濱土萩原井石井乾伊豫田
 田水井井田條江居水田師原内丸上田
 正保善公孝重俊晴保喜幸與和重耕辰雄修
 司雄一三一義郎一治一郎吉吉博藏二鑑三(愛
 岩兵(同)大(和)岡(同)兵(大)德(大)高(愛)和(島)兵(佐)靜(大)愛
 手庫阪山山庫阪島阪知媛山根庫賀岡阪知
 鈴森森元平東宮宮溝免姜木木坂佐荒青
 木田谷松岡崎田上出通村見藤川戸廷
 商業學科二義辰眞義高壽久勝重義龜治照正
 (一三九名)郎香雄間一雄夫太郎夫己秀晴雄助久清博
 岩(静)兵(大)廣(岡)大(佐)廣朝鹿山愛東大島
 岡庫阪島山阪重阪賀島鮮口媛京阪根

鶴相田玉田竹巽巽田田谷田瀧田忠吉吉吉横吉川勝加川川鑑柏楓加若分若大大大尾大岡岡
 寄馬村井中村口川村中永中平井富田木山本口原邊上倉木原藤江部林上演西山村部本
 弘敏睦政啓義玉美一勘長増敬重正領福繁博賢弘武菊雅莊敬壽光一博重
 平正隆守雄己三宣誠圭雄郎耶郎耶郎次信夫祐治男三明隆夫助市豐夫一壇修義一卓郎夫士武(兵
 大(高)山(廣)大(同)兵(長)兵(大)同(三)奈(大)佐(同)大(奈)同(大)奈(同)大(高)山(奈)大(德)奈(大)兵(香)兵
 阪知口島阪阪崎庫崎阪重良阪賀阪良島知庫阪知口良阪島良庫川庫

杉森本樺平白志秋至重清城宮南水宮宮由木木北坂佐佐櫻檜酒佐淡足安赤逢秋
浦本山川本川山口山川尾璉極光水内前淵口南下本良下村村口藤田敷牧久田立川坂月
正千正廣利寅悅和義一誠清俊邦敏一一貞幸大佳榮弘川清弘松嘉
勝雄文雄吉雄夫造男雄勤來二一則直雄一夫助實二男正穩一譽博明寛一市福雄文廣
大兵朝同大同大同大同大同大同大同大同大同大同大同大同大同大同大同大同大同大
飯庫鮮飯庫島川庫鮮飯庫山川山艮阪山艮阪山艮阪山艮阪山艮阪山艮阪山艮阪
貢島繩貢島鮮貢島貢島貢島貢島貢島貢島貢島貢島貢島貢島貢島貢島貢島貢

文學科國語漢文專攻科

二二一

原林船大田田村中谷内田千蟬清勝寅一郎治奈臣同勝同生彦京大同阪都良世能補山黒赤井本岩本世

(十頁ヨリ續キ)
安長 義美 (昭七 専法) 旭區森小路町
二〇に轉居

作所京城工場購買課に勤務、住所は京
城府黃金町二ノ一九九
和田 忠義（昭六 大經）福岡市鶴町八
第一貯蓄證券社土地部に勤務
著林 正（昭十四零二經）神戸製錬所
吳出張所に轉勤、住所は吳市西愛宕町
八ノ一ノ五

七

鈴田 貞之（昭二 大經）去る二月十七日午後五時逝去

内藤 疢（昭八專一商）昨年末以來病

氣療養中の處昭和十六年三月郷里山口

縣吉敷郡大内村御堀に於て逝去

西田 好策（六十 専法）昨年九月逝去

正下明（昭十專一高）滿洲映畫協會

不思議の世界の種子の運送に接した

山根縁治郎
(昭十五專一商) 四月一日霞

ヶ浦に於て飛行訓練中殉職

五十川直市（大十一專法）四月一日逝

去
改
姓
名

留人

時ノ專ニ經
事ニ去
寺・召・
一・香
一・
山・ア

昭十一轉二法
十。晉
十。小
十。山

昭十四大法界東寶伊藤健

改姓名

關西大學教授 吉田一枝著

日本憲法特質論

定價 八〇
送料 一〇

日本憲法は悠久三千年皇統連綿たる内に培はれた歴史・国情・國民性等の渾然融合一體化せる天壤無窮の國體に基づいて制定せられてゐる。反面、また諸外國の憲法と一脈相通づる普遍性をも包含してゐる。本書はこの國體に發する我が國憲法の特異性と普遍性とを比較・對照・統合・歸一して簡明直截に、眞に日本憲法のみが有する特質を論述したもので、著者の多年に亘る研究の成果である。國家學研究のための一書として敢て一讀を薦めたい。

關西大學 中西 章著 送定價 一八〇
四

心理學綱要

本書は青年學徒のために、その遭遇する日常生活のささやかな疑問から、人生の重要な問題に至るまで大小に亘り、その正當な設問の仕方と科學的な解決の仕方について、指針や示唆を與へんことを使命としてゐる。敢て斯學を研究せんとするものに一讀を薦む。

講師 菊田太郎著 定價 一五〇
四

實用統計學

統計の價值と限度との理解は現在日本の缺くべからざる素養である。
本書は全體としての統計並に統計學について理論と實際に貫して存在するものを追及するに努め以つて實際生活に直に役立ち得るやう論述してゐる。統計學研究者並に實際家の座右に是非一本を備へられん事をお薦めする次第である。